釧路簡易裁判所判事　岩川　昇
東京簡易裁判所判事に補する
帯広簡易裁判所判事　北山裕之
札幌簡易裁判所判事に補する
網走簡易裁判所判事　木村年行
旭川簡易裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事　大角文之
新見簡易裁判所判事に補する
兼ねて高梁簡易裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事兼土庄簡易裁判所判事　谷野修二
土庄簡易裁判所判事の兼補を免ずる
高松簡易裁判所判事　森山政明
岡山簡易裁判所判事に補する
同　山本恵三
高知簡易裁判所判事に補する
善通寺簡易裁判所判事兼丸亀簡易裁判所判事兼高松簡易裁判所判事　角藤恒男
東京簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事　萩原高徳
高知簡易裁判所判事に補する
美馬簡易裁判所判事兼徳島地方裁判所判事兼徳島簡易裁判所判事　三木健治
裁判所判事
神戸簡易裁判所判事に補する
高知簡易裁判所判事　西村忠志
須崎簡易裁判所判事に補する
兼ねて中村簡易裁判所判事に補する
同　丸岡隆俊
高松簡易裁判所判事に補する
兼ねて土庄簡易裁判所判事に補する
須崎簡易裁判所判事兼中村簡易裁判所判事　遠藤鈴枝
東京簡易裁判所判事に補する
松山簡易裁判所判事　千矢邦夫
高松簡易裁判所判事に補する
四国中央簡易裁判所判事兼西条簡易裁判所判事　古田久男
善通寺簡易裁判所判事に補する
兼ねて丸亀簡易裁判所判事に補する
兼ねて高松簡易裁判所判事に補する
（以上三月二十五日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１３号

秋田市高陽青柳町10番29号　サンライズ高陽202号

債務者　柴田　良治

1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虻川　高範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号

秋田市土崎港中央４丁目４番26号　医療法人運忠会土崎病院内、住民票上の住所秋田市飯島新町３丁目10番５号

債務者　船木　藤良

1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊口　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３号

山形県米沢市城西４丁目４番40号

債務者　玉澤　房代

1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４６号

山梨県南巨摩郡身延町伊沼107番地

債務者　佐野　英士

1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号

三重県津市長岡町3060番地１

債務者　平山博秀こと　申　　博秀

1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３２号

徳島県吉野川市川島町山田字芝生88番地６、旧住所徳島県阿波市土成町土成字高泰76番地15

債務者　坂東　友一

1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　智信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号

愛媛県宇和島市伊吹町甲162番地31

債務者　村田　　彰

1　決定年月日時　平成25年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１０８号

北九州市小倉南区中曽根４丁目18番36―101号

債務者　岩下菜穂美（旧姓染矢・財前）

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９号

埼玉県熊谷市妻沼2522番地２

債務者　町田　博史

1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７９号

埼玉県比企郡小川町東小川２丁目11番地８

債務者　境原　幸児

1　決定年月日時　平成25年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２７号

沖縄県沖縄市照屋２丁目16番12号

債務者　安和　守敏

1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部